

座間市まち美化活動事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民等がボランティアとして行う座間市が管理する道路及び下水道用地（以下「道路等」という。）の美化活動（以下「まち美化活動」という。）を支援し、地域にふさわしいまちづくりを推進するために、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 まち美化活動をすることができる団体（以下「まち美化活動団体」という。）は、2人以上で構成する法人その他の団体とする。

(申出等)

第3条 まち美化活動団体になろうとするものは、まち美化活動事業申出書（第1号様式）に、当該まち美化活動に係る参加者の名簿を添えて、活動内容及び活動箇所を市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出により、その内容が適切であると認められるときは、当該団体と合意書（第2号様式）を取り交わすものとする。

3 前項の合意書は、取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、第7条に規定する合意の解消がない限り、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(活動内容等)

第4条 まち美化活動団体が行う活動の内容は、道路等に係る次に掲げる活動とする。

- (1) 清掃
- (2) 除草
- (3) 草花の植付け及びその管理
- (4) 巡回及び異常等の情報の提供
- (5) その他美化に有効な活動

2 まち美化活動団体は、活動の結果を原則として年1回、年間活動報告書（第3号様式）により市長に報告することとし、提出の期限は、翌年度の4月末日までとする。

3 まち美化活動団体がまち美化活動により収集したごみ等は、当該活動団体と市が合意した場所へ搬出するものとする。

(市の支援)

第5条 市長は、まち美化活動団体に対し、必要に応じて次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 活動に伴う清掃用具、消耗品等の支給又は貸与
- (2) 当該まち美化活動団体の名称の表示板の設置
- (3) その他必要と市長が認めるもの

2 前項の支援は、まち美化活動団体からの申し出後に、速やかに行うものとする。

(安全の確保等)

第6条 まち美化活動団体は、活動に際しては、事故等がないように配慮するものとする。

2 まち美化活動団体は、当該活動中に事故等が発生した場合は、速やかに市長に報告するものとする。

3 前項の事故等については、市が加入する損害保険をもって補償するものとする。

(合意の解消)

第7条 まち美化活動団体が合意の解消をする場合は、市長にまち美化活動事業辞退届（第4号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定による届出のほか、市長は、次に掲げる事由に該当した場合は、合意を解消することができるものとする。

(1) まち美化活動団体の活動が合意書の内容と異なるとき。

(2) まち美化活動団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。

(3) 当該道路等を新たな目的のために使用する必要が生じたとき。

(庶務)

第8条 当該事業に関する庶務は、道路管理主管課において処理する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。